

16. 市場開放対策

昭和57年5月28日

経済対策閣僚会議

国際経済の現状にかんがみ、我が国としては、自由貿易体制の維持・強化を図り、世界経済の発展に積極的に寄与するため、昨年12月16日、五項目の対外経済対策を決定し、また、本年1月30日、輸入検査手続等の改善について具体的措置を講じたところであるが、さらに、一層の市場開放をめざして、関係各省庁及び自由民主党国際経済対策特別調査会は、相協力して、検討を進めてきた。

この結果、今般、新たに、下記の対策をとりまとめ、これを実施するものとする。

記

1. 輸入検査手続等の改善

- (1) 輸入検査手続等の改善については、市場開放問題苦情処理推進本部（O. T. O.）を設置し、活動を行っているところであり、これまでに86事例につき改善措置を講じた。

今後、在日の外国関係民間団体等の協力を得つつ、その積極的活用を図る。

特に、日米貿易小委員会等で諸外国から指摘されたワイルドライス、金属バット等関心事項については、早急にその改善を図る。

- (2) 通関手続等については、既に事後審査制、包括審査制等の導入により改善を図っており、その後さらに、医薬品、食品等について通関前の輸

入手続の簡素化、迅速化を図ったところであるが、今後、これらの円滑な実施に努める。

- (3) 規格・基準作成過程の透明性を確保するため、意見の聴取その他作成過程に外国関係者の参加を認める等の方途を講ずる。

2. 関税率の引下げ

関税率については、昭和57年度において、東京ラウンド合意に基づく関税の一律2年分前倒し引下げ等を実施したところであるが、今般さらに、別紙の品目につき昭和58年度から関税の撤廃又は引下げを行うこととし、所要の手続を進める。

3. 輸入制限の緩和

残存輸入制限品目については、国内体制の整備を図りつつ、当面、ニン、豚肉調整品、ハイテストモラセス及びパイナップル缶詰について輸入割当数量の増加、最小輸入割当数量の設定等アクセスの改善を図る。

4. 輸入の拡大

- (1) 輸入たばこについては、希望するすべてのたばこ小売店に取り扱わせることとし、昭和60年度までに段階的に実施する。当面、輸入たばこ取扱店を昭和57、58年度において、現在の2万店を目途として拡大する。また、広告宣伝費の自主規制額についても実情に即した増額を図る。

以上、実施に当たっての具体的細目については、内外業界間で協議する。

さらに、我が国製造たばこ市場の状況及び関連する問題について評価検討するため、日米政府間で昭和57年度末に設置する予定のスタディ・

グループを繰り上げて設置することを検討する。

- (2) 本年1月から実施した緊急輸入外貨貸付については、すでに乗用車等について実施されているが、引き続きその実施の促進に努める。
- (3) エネルギー供給源の多角化の一環として、アラスカ石油及び米国西部炭の対日輸出の促進につき、民間当事者の活動を補完するため、政府間の連絡を密にする。

5. 流通機構、ビジネス慣行の改善

- (1) 貿易会議（製品輸入対策会議）に諸外国関係者の積極的発言を求め、具体的事例に即し、実態の分析と所要の改善を行う。
- (2) 日本貿易振興会（JETRO）、日本貿易会等関係団体との協力により、ビジネス・コンサルタントを活用した個別取引斡旋システムを創設する。
- (3) 市場アクセス改善要求が出ている品目について、日米通商円滑化委員会（TFC）等を活用し、政府レベルでの共同調査を実施するとともに、ソーダ灰等必要に応じて内外民間企業間の協議を促進する。
- (4) 輸入品の流通に関し、監視を強化し、競争制限的な行為がある場合には独占禁止法の厳正な運用を図る。

6. サービス貿易の自由化等

- (1) ガットにおけるサービス貿易についての国際的なルール作りの検討に積極的に貢献する。
- (2) 銀行業、保険業、証券業については、内国民待遇を付与しており、この方針を堅持する。

- (3) 銀行業、保険業、証券業への進出及び活動に関する情報提供等の窓口を関係団体に設置するよう要請する。
- (4) 諸外国の対日直接投資を歓迎するとともに、我が国金融資本市場における外国の資金調達の一層の円滑化に配慮する。
- (5) データ処理のための通信回線利用については、内国民待遇を維持しつつ、規制の緩和措置を講ずることとしている。
- (6) 外国弁護士の国内における活動の問題については、相互の法律サービス活動のあり方という観点から早期に適切な結論を得べく、米国に関しては、日本弁護士連合会とアメリカ法曹協会（ABA）との交渉の促進に努める。

7. 先端技術

- (1) 先端技術及び先端技術産品については、貿易面では自由貿易を原則とし、研究開発面では、国際協力にふさわしいものについてその積極的推進を図るとともに、実態的能力を有する外資系日本企業の政府助成プロジェクトへの参加を差別しないことを原則とする。
- (2) 日米間に、両国の先端技術産業の発展とその産品の貿易の拡大を図るため、日米ハイテクノロジー・ワーキング・グループを発足させる。
- (3) 日米、日欧間や多国の先端科学技術分野における共同研究、共同技術開発等を積極的に検討する。

8. その他

(1) 政府調達

政府関係機関による物品の調達については、政府調達協定の趣旨にの

ったり、引き続き適正に行う。

(2) 食糧援助

外国産品を活用した食糧援助については、KR食糧援助等により積極的に対応する。

(3) 産業協力

世界経済の再活性化の観点から、投資交流、技術交流、第三国市場協力等の産業協力を積極的に推進する。

(4) 輸出対策

貿易の拡大均衡を基本とし、引き続き特定品目に係る集中豪雨的輸出の回避を図る。

(5) 経済協力対策

政府開発援助(ODA)の中期目標については、その確実な達成に努める。

(6) 対外交流活動の推進

我が国と諸外国との間の相互理解を増進させ、日本市場へのアクセスの円滑化を図るため、官民協力の下で経済交流ミッションの派遣、対日輸出セミナー、投資セミナーの実施、人的交流等の活動を積極的に展開する。

別紙

1. 関税を撤廃する品目、

税 番	品 名
2 5.0 4 - 1	天然黒鉛
2 9.0 1 - 2 (1)	ブタジエン
7 1.0 2 - 2 (2) ^{ex}	カットダイヤモンド
7 5.0 4 - 2	ニッケル合金の管等
8 4.0 1 - 1 ^{ex}	ボイラー（蒸気発生量が毎時 1,300 トン以上）
8 4.0 1 - 1 ^{ex}	ボイラー（その他）
8 4.0 1 - 2	ボイラーの部分品
8 4.0 2 ^{ex}	蒸気原動機用の復水器
8 4.0 2 ^{ex}	エコマイザー等ボイラー用の付属機器
8 4.0 5 - 1 (1) ^{ex}	蒸気タービン（出力 25,000 キロワット未満）
8 4.0 5 - 1 (1) ^{ex}	蒸気タービン（出力 25,000 キロワット以上、400,000 キロワット未満）
8 4.0 5 - 1 (1) ^{ex}	蒸気タービン（その他）
8 4.0 5 - 1 (2)	蒸気タービンの部分品
8 4.0 5 - 2	蒸気原動機（蒸気タービンを除く）
8 4.0 7 - 1 (1)	ウォータータービン
8 4.0 7 - 1 (2)	ウォータータービンの部分品
8 4.0 7 - 2	液体原動機（ウォータータービンを除く）
8 4.1 0 - 1 (2) ^{ex}	油圧ポンプ（乗用自動車用）
8 4.1 2 - 2 ^{ex}	エアコンディショナー（ウインドウ型以外のコンプレッサー式のもの） （家庭用）
8 4.1 2 - 2 ^{ex}	エアコンディショナー（その他）（家庭用）
8 4.1 5 - 1 ^{ex}	冷蔵庫（家庭用）
8 4.4 0 - 1 (1) ^{ex}	電気洗たく機（家庭用）
8 4.4 0 - 1 (2) ^{ex}	乾燥機（家庭用）
8 4.4 5 - 1 (1) ^{ex}	多軸自動旋盤等（数値制御式）
8 4.4 5 - 1 (1) ^{ex}	をらいフライス盤（ # ）

税 番	品 名
8 4.4 5 - 1 (1) ^{ex}	平歯車研削盤 (数値制御式)
8 4.4 5 - 1 (1) ^{ex}	旋 盤 (")
8 4.4 5 - 1 (1) ^{ex}	フライス盤, 歯車仕上機械等 (")
8 4.4 5 - 1 (1) ^{ex}	中ぐり盤, 平削盤等 (")
8 4.4 5 - 1 (2) ^{ex}	普通旋盤等 (数値制御式以外のもの)
8 4.4 5 - 1 (2) ^{ex}	自動ならい旋盤 (")
8 4.4 5 - 1 (2) ^{ex}	多軸自動旋盤 (")
8 4.4 5 - 1 (2) ^{ex}	その他の旋盤 (")
8 4.4 5 - 1 (2) ^{ex}	中ぐり盤及び平削盤 (")
8 4.4 5 - 1 (2) ^{ex}	万能工具フライス盤等 (")
8 4.4 5 - 1 (2) ^{ex}	ならいフライス盤 (")
8 4.4 5 - 1 (2) ^{ex}	その他のフライス盤 (")
8 4.4 5 - 1 (2) ^{ex}	内面研削盤等 (")
8 4.4 5 - 1 (2) ^{ex}	平面研削盤 (研削することのできる長さが 2,000 mm 以上, 3,000 mm 以下) (数値制御式以外のもの)
8 4.4 5 - 1 (2) ^{ex}	平面研削盤 (研削することのできる長さが 3,000 mm 以上, ロータリーテーブル以外) (")
8 4.4 5 - 1 (2) ^{ex}	その他の平面研削盤 (")
8 4.4 5 - 1 (2) ^{ex}	ねじ研削盤等 (")
8 4.4 5 - 1 (2) ^{ex}	単軸ホブ盤 (")
8 4.4 5 - 1 (2) ^{ex}	平歯車形削盤及び平歯車研削盤 (")
8 4.4 5 - 1 (2) ^{ex}	その他の歯切盤等 (")
8 4.4 5 - 1 (2) ^{ex}	ホーニング盤及びブローチ盤 (")
8 4.4 5 - 1 (2) ^{ex}	リーマ盤 (")
8 4.4 5 - 1 (2) ^{ex}	ボール盤, 金切盤等 (")
8 4.5 2 - 1 ^{ex}	電子式デジタル計算機械 (計算機本体)
8 4.5 2 - 1 ^{ex}	電子式デジタル計算機械 (磁気インキ式文字読取機等)
8 4.5 8	自動販売機等
8 5.0 1 - 1 ^{ex}	発電機 (出力 40 万キロワット以上)

税 番	品 名
8 5.0 1 - 1 ^{ex}	発電機(出力40万キロワット未満のものうち原動機と結合したもの)
8 5.0 1 - 1 ^{ex}	発電機(その他のもの)
8 5.0 1 - 2(1)	電動機(重量500kg以下)
8 5.0 1 - 2(2)	電動機(その他)
8 5.0 1 - 3(1)	トランスフォーマー(容量200KVA未満)
8 5.0 1 - 3(2)	トランスフォーマー(その他)
8 5.0 1 - 4(1)	シリコン整流機器
8 5.0 1 - 4(2)	その他の整流機器
8 5.0 1 - 5	コンバーター, インダクター等
8 5.0 1 - 6	発電機, 電動機等の部分品
8 5.0 2 ^{ex}	電磁石
8 5.0 5	手持工具(電動のものに限る)
8 5.0 6 - 1(1)	ファン
8 5.0 6 - 1(2)	真空掃除機等
8 5.0 6 - 2	その他の家庭用電気機器
8 5.0 8 - 1(1) ^{ex}	発電機及び電動機(自動車用以外のもの)
8 5.0 8 - 1(2) ^{ex}	発電機及び電動機の部分品(自動車用以外のもの)
8 5.1 2	電子レンジ等
8 5.1 4	マイクロホン, スピーカー等
8 5.1 5 - 1 ^{ex}	ラジオ受信機(自動車用以外のもの)
8 5.1 5 - 2	テレビジョン受像機
8 5.1 8 ^{ex}	電力用コンデンサー
8 5.2 3 - 2 ^{ex}	イグニッションケーブル(自動車用)
8 7.0 9	モーターサイクル等
9 0.0 1 ^{ex}	めがね用のガラス製レンズ
9 0.0 1 ^{ex}	その他のレンズ等
9 0.0 2 - 1 ^{ex}	顕微鏡用等のレンズ等(柄又はわく付き)
9 0.0 2 - 1 ^{ex}	映写機用, 投影機用等のレンズ等(#)
9 0.0 2 - 2	その他のレンズ等(#)

税 番	品 名
9 0.0 7 - 1 (3) ^{ex}	35 mmカメラ
9 0.1 3 ^{ex}	その他の光学機器(レーザー関係を除く)
9 1.0 1 - 1	携帯時計(課税価格6,000円/個以下)
9 1.0 1 - 2	携帯時計(その他)
9 1.0 2 - 1 ^{ex}	電気時計(ウォッチムーブメントを有するもの)(ケースに貴金属等を用いたもの)
9 1.0 2 - 1 ^{ex}	その他の時計(") (")
9 1.0 2 - 2 ^{ex}	電気時計(") (その他)
9 1.0 2 - 2 ^{ex}	その他の時計(") (")
9 1.0 4 - 1	電気時計(その他)
9 1.0 4 - 2	クロノメーター
9 1.0 4 - 3 (1)	その他の時計(ケースに貴金属等を用いたもの)
9 1.0 4 - 3 (2)	その他の時計(その他)
9 1.0 8	その他の時計用ムーブメント
9 2.1 1 - 1	蓄音機及びレコードプレーヤー
9 2.1 1 - 2	VTR等

2. 関税を引き下げる品目

税 番	品 名
0 2.0 2 ^{ex}	七面鳥の肉
0 2.0 2 ^{ex}	ダックの肉
0 3.0 1 - 2 (2) A ^{ex}	にしんの卵(冷凍)
0 3.0 2 - 1 ^{ex}	その他の魚卵(塩蔵等)
0 8.0 2 - 1	レモン及びライム(生鮮又は乾燥)
0 8.0 5 - 4 ^{ex}	スイートアーモンド(")
0 8.0 5 - 4 ^{ex}	マカダミアナット(")
0 8.0 5 - 4 ^{ex}	ピスタチオナット(")
1 5.0 7 - 1 (2)	大豆油(酸価0.6以下)

税 番	品 名
1 5.0 7 - 1 4 (1) ^{ex}	とうもろこし油 (酸価 0.6 超)
1 8.0 6 - 1	チョコレート菓子
1 9.0 8 - 1 ^{ex}	ビスケット, クッキー等 (加糖)
1 9.0 8 - 2 ^{ex}	ビスケット, クッキー等 (無糖)
2 0.0 7 - 1 (2) ^{ex}	レモンジュース (無糖)
2 0.0 7 - 1 (2) ^{ex}	ライムジュース ()
2 1.0 4 - 1 (3) ^{ex}	フレンチドレッシング及びサラダドレッシング
2 1.0 7 - 2 (1) ^{ex}	ピーナツバター (加糖)
2 9.0 5 - 2 (1) ^{ex}	メントール
3 7.0 1 - 1	感光性の平面状写真フィルム等 (未露光) (エックス線用)
3 7.0 1 - 2 (1)	() (カラープレート及びカラーフィルム)
3 7.0 1 - 2 (2)	() (その他)
3 7.0 2 - 1 (1) A	感光性のロール状フィルム (未露光) (映画用カラーフィルム) (幅 30 mm 以下等)
3 7.0 2 - 1 (1) B	感光性のロール状フィルム () () (その他)
3 7.0 2 - 1 (2) ^{ex}	感光性のロール状フィルム () (映画用白黒フィルム) (エックス線用)
3 7.0 2 - 1 (2) ^{ex}	感光性のロール状フィルム () () (その他)
3 7.0 2 - 2 (1)	感光性のロール状フィルム () (その他) (エックス線用)
3 7.0 2 - 2 (2)	() () (カラーフィルム)
3 7.0 2 - 2 (3)	() () (その他)
3 7.0 4 - 1 (1) ^{ex}	感光性のプレート及びフィルム (露光済未現像) (映画用フィルム) (ニュース用) (幅 35 mm 以外)
3 7.0 4 - 1 (2) A	感光性のプレート及びフィルム () () (その他) (幅 10 mm 以下)

税 番	品 名
3 7.0 4 - 1 (2) B	感光性のプレート及びフィルム（露光済未現像）（映画用フィルム） （その他）（幅 10 mm 超, 30 mm 以下）
3 7.0 4 - 1 (2) C	感光性のプレート及びフィルム（露光済未現像）（ ） （その他）（幅 10 mm 超, 30 mm 以下）
3 7.0 4 - 1 (2) D ^{ex}	感光性のプレート及びフィルム（露光済未現像）（ ） （その他）（幅 35 mm）
3 7.0 4 - 1 (2) D ^{ex}	感光性のプレート及びフィルム（露光済未現像）（ ） （その他）（幅 30 mm 超, 35 mm を除く）
3 7.0 4 - 2	感光性のプレート及びフィルム（露光済未現像）（その他）
3 7.0 5	プレート及びフィルム（露光済現像済）
3 7.0 7 - 1 (1) A	映画用フィルム（露光済現像済）（ニュース用）（幅 30 mm 以下） （サウンドトラックフィルム）
3 7.0 7 - 1 (1) B	映画用フィルム（露光済現像済）（ ）（ ） （その他）
3 7.0 7 - 1 (2) A ^{ex}	映画用フィルム（露光済現像済）（ ）（その他） （幅 35 mm のサウンドトラックフィルム）
3 7.0 7 - 1 (2) A ^{ex}	映画用フィルム（露光済現像済）（ニュース用）（ ） （その他のサウンドトラックフィルム）
3 7.0 7 - 1 (2) B ^{ex}	映画用フィルム（露光済現像済）（ニュース用）（ ） （幅 35 mm 以外のその他のフィルム）
3 7.0 7 - 2 (1) A	映画用フィルム（露光済現像済）（その他）（幅 10 mm 以下） （サウンドトラックフィルム）
3 7.0 7 - 2 (1) B	映画用フィルム（露光済現像済）（ ）（ ） （その他）
3 7.0 7 - 2 (2) A	映画用フィルム（露光済現像済）（ ）（幅 10 mm 超, 30 mm 以下）（サウンドトラックフィルム）
3 7.0 7 - 2 (2) B	映画用フィルム（露光済現像済）（その他）（幅 10 mm 超, 30 mm 以下）（その他）
3 7.0 7 - 2 (3) A ^{ex}	映画用フィルム（ ）（ ）（幅 30 mm 超, 40 mm 以下）（幅 35 mm のサウンドトラックフィルム）
3 7.0 7 - 2 (3) A ^{ex}	映画用フィルム（露光済現像済）（その他）（幅 30 mm 超, 40 mm 以下）（その他のサウンドトラックフィルム）

税 番	品 名
3 7.0 7 - 2 (3) B	映画用フィルム(露光済現像済)(その他)(幅30mm超40mm以下) (その他)
3 7.0 7 - 2 (4) A	映画用フィルム(") (") (幅40mm超)(サウンドト ラックフィルム)
3 7.0 7 - 2 (4) B	映画用フィルム(") (") (") (その他)
3 8.1 9 - 5 (3) ^{ex}	その他の触媒(自動車用)
3 9.0 1 - 1 (2) ^{ex}	シリコーン(液状又はペースト状のもの)
3 9.0 1 - 2 (3)	シリコーン(塊, 粉等)
3 9.0 1 - 6 (3)	シリコーン(その他のもの)
4 0.1 1 - 1 ^{ex}	新品のタイヤ及びタイヤケース(乗用自動車用)
4 0.1 1 - 1 ^{ex}	" (その他用)
4 4.2 8 - 1 (1)	木製の扇子, うちわ等(貴金属等を用いたもの)
6 1.0 2 - 1 ^{ex}	女子用等の外衣類(")
6 1.0 6 - 1 ^{ex}	ショール, スカーフ等(")
6 1.1 1 - 1 ^{ex}	ドレスシールド, 肩パット等(") (金, 銀又は白金族を用 いたもの)
6 1.1 1 - 1 ^{ex}	ドレスシールド, 肩パット等(") (その他)
6 5.0 3 - 1	フェルト製の帽子(貴金属等を用いたもの)
6 5.0 4 - 1	組物製の帽子(")
6 6.0 2 - 1	つえ, むち等(")
6 6.0 3 - 1	かさ, つえ等の部分品(")
7 0.0 8 ^{ex}	合わせガラス(自動車用)
7 0.1 3 ^{ex}	コップ類(ガラスセラミックス製のもの)
7 0.1 3 ^{ex}	コップ類(その他のもの)
7 0.1 3 ^{ex}	ガラス製品(ガラスセラミックス製等以外のもの)
7 1.0 3 - 2 ^{ex}	合成又は再生の貴石及び半貴石(水晶のもの)
7 1.1 4 - 2 ^{ex}	貴金属製品(身辺用細貨類及び細工品等を除く)(金製のもの)
7 1.1 4 - 2 ^{ex}	" (") (金を用いたもの)

税 番	品 名
7 1.1 4 - 2 ^{ex}	貴金属製品(身辺用細貨類及び細工品等を除く)(銀製又は白金族の金属製等のもの)
7 4.1 8 - 1	銅製の家庭用物品等(貴金属をめっきしたもの)
8 2.0 9 - 1(1)	ナイフ(貴金属をめっきした金属等を用いたもの)
8 2.1 3 - 1	刃物(") (ナイフ, かみそり, はさみを除く)
8 2.1 4 - 1	スプーン, フォーク等(貴金属をめっきした金属等を用いたもの)
8 2.1 5 - 1	卑金属の柄(")
8 3.0 1 - 1	錠等(貴金属をめっきしたもの)
8 3.0 2 - 1	卑金属製の取付具(")
8 3.0 6 - 1	卑金属製の小像等(")
8 3.0 9 - 1 ^{ex}	卑金属製の留金等(") (ビーズ及びスパングルを除く)
8 4.5 3 - 1 ^{ex}	電子式デジタル自動データ処理機械(中央処理装置)
8 4.5 3 - 1 ^{ex}	" (磁気インキ式文字読取機等)
8 4.5 3 - 1 ^{ex}	" (その他の周辺機器)
8 4.5 5 ^{ex}	電子式デジタル自動データ処理機械等の部分品
8 4.5 9 - 6 ^{ex}	原子炉用核燃料要素及びその集合体
8 4.5 9 - 6 ^{ex}	原子炉及びその部分品
8 5.1 3 ^{ex}	搬送通信機器
8 5.1 3 ^{ex}	電子式交換機
8 5.1 3 ^{ex}	有線電話機器等
8 5.1 3 ^{ex}	有線電信機器等
8 5.1 5 - 3 ^{ex}	レーダー(航空機用のもの)
8 5.1 5 - 3 ^{ex}	レーダー(その他のもの, 船舶用を除く)
8 5.1 5 - 4 ^{ex}	その他の無線機器(航空機用のもの)
8 5.1 5 - 4 ^{ex}	" (その他用のもの)
8 5.1 5 - 5	無線機器等の部分品
9 0.0 3 - 1	めがねの柄等(貴金属等を用いたもの)
9 0.0 4 - 1	視力矯正用めがね等(")

税 番	品 名
9 0.1 7 ^{ex}	医療用又は獣医用の機器（歯科用の機器等）
9 0.1 7 ^{ex}	＃ （その他のもの）
9 0.2 0 - 1	放射性物質の放射線を用いる機器
9 0.2 0 - 2 ^{ex}	エックス線を用いる機器等（医療用のもの）
9 0.2 0 - 2 ^{ex}	＃ （その他のもの）
9 1.0 9 - 1	携帯時計の側及びその部分品（金製又は白金族の金属製のもの）
9 1.1 0 - 1	時計のケース等（貴金属等を用いたもの）
9 6.0 5 - 1	化粧用のパフ及びパッド（貴金属をめっきしたもの等を用いたもの）
9 7.0 6 - 2 ^{ex}	スキー
9 7.0 6 - 2 ^{ex}	スキーの部分品及び附属品
9 8.0 3 - 1 (1)	万年筆、ボールペン及びシャープペンシル（軸又はキャップに貴金属等を用いたもの）
9 8.1 0 - 1 ^{ex}	ライター及びその部分品（貴石、半貴石等を用いたもの）
9 8.1 0 - 1 ^{ex}	＃ （銀等を張り又はめっきした金属を用いたもの）
9 8.1 0 - 1 ^{ex}	＃ （金を用いたもの）
9 8.1 0 - 1 ^{ex}	＃ （その他のもの）
9 8.1 1 - 1 ^{ex}	喫煙用パイプ等（貴石、半貴石等を用いたもの）
9 8.1 1 - 1 ^{ex}	＃ （金を用いたもの）
9 8.1 1 - 1 ^{ex}	＃ （銀等を張り又はめっきした金属を用いたもの）
9 8.1 1 - 1 ^{ex}	＃ （その他のもの）
9 8.1 4 - 1	化粧用の噴霧器等（貴金属等を用いたもの）

そ の 他

（注） 上記1.および2.のうち船用に係るものについては、別途検討の上、措置する。